

令和6年7月26日

文部科学大臣 盛山 正仁 様

日本養護教諭関係団体連絡会  
会長 遠藤 伸子

## 養護教諭の勤務環境及び資質向上方策に関する要望

### 要望の背景

虐待や子供の貧困、病弱児、不登校、アレルギー症状を有する児童生徒の増加等の現代的健康課題への対応には、学校保健活動において中核的役割を担う養護教諭の専門性をいかした対応はもとより、他職種との連携が不可欠であり、養護教諭のコーディネーター力が今まで以上に求められます。

さらに、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向等を受けた養護教諭及び栄養教諭の資質能力向上調査研究協力者会議（以下、協力者会議）の「議論の取りまとめ」及び「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」をふまえ、「養護をつかさどる」養護教諭がその職務を効果的に推進するための勤務環境の整備と資質能力の向上のために、以下の要望をいたします。

### 要望1 養護教諭の複数配置の促進を要望します。

#### （要望理由）

#### ① 不登校児童生徒への対応の増加（資料1）

近年、不登校がますます増加し、養護教諭は学級担任や生徒指導教諭と協力して、心身の健康問題を抱えている場合の観察対応、保護者からの相談等、その専門性をいかして従来以上にかかわっています。

#### ② 保健室来室理由の複雑化（資料2）

近年、保健室を訪れる子供たちは多く、その背景は複雑化し、その対応には時間をかける必要があります。しかしながら、養護教諭の職務は、保健室での対応のほか、感染症の予防と発生時の感染拡大防止、健康教育、校内外の学校保健に関する各種会議、研修会の運営や出席、地域医療機関及び家庭との連携など多岐にわたっています。協力者会議で指摘されているように、養護教諭は専門性をいかして中心的に為すべき職務を行う一方で、他の職員と連携して係わるよう努めています。子供たちの健康課題の早期発見や予防、改善のためには、個別対応の充実と共に保健教育に積極的に関わる必要があります。

#### ③ 複数配置の効果から（資料3）

全国養護教諭連絡協議会「令和4年度 養護教諭の職務に関する調査報告書」による複数配置の効果については以下のとおりです。

- ・ 常時保健室にいるため緊急時の対応が迅速にできる（68.3%）
- ・ 多面的な対応ができる（68.2%）
- ・ 来室時の対応が丁寧にできる（51.6%）

すなわち、複数配置によって、生命の安全を守るための緊急時の対応をより迅速に適切に行える。また、専門性を必要とする判断等を複数で検討することでより深い適切な対応に繋がら

れる。さらに、子供の訴えにゆとりをもって対応できる等です。複数配置により養護教諭の専門性を今まで以上に発揮できるという結果から、複数配置の基準の引き下げを要望します。

#### ④ コーディネーターとしての役割の重要性の増加

協力者会議では、子供たちへの対応は自らの専門性を持ちつつ、養護教諭は「他の教職員との連携・役割分担のなかで実施するものであり」、実施主体として「学校保健の推進に向けた取組を実施するだけでなく、全校的な推進体制の中核として、教職員間の連携をコーディネート（調整）することが求められている」との指摘があります。

子供たちの健康問題の背景は複雑であり、養護教諭には、その専門性を行かした対応はもとより、関係職員と連携して関係者それぞれの役割を十分発揮するためのコーディネート力が従来以上に必要となっています。この役割を十二分に発揮するためにも養護教諭複数配置が欠かせないと考えます。

### 要望2 保健室の ICT 環境の整備を早急に整えていただくことを要望します。

#### （要望理由）

令和3年1月に示された中教審答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）」では、「（5）生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策」の中で、「健康診断情報ははじめとする学校保健情報を速やかに電子化し、効果的に活用することが今後一層求められる」と示されました。

また令和6年3月に示された「保健室利用状況に関する調査報告書 令和4年度調査結果」（公益財団法人日本学校保健会）によれば、保健室登校「有」の学校の割合は、小学校44.8%、中学校35.1%、高等学校34.5%であり、全体では40.9%であり、児童生徒が一人1台端末を所持しながら保健室で授業に参加したり学習を行ったりすることもあります。それにも関わらず、保健室の ICT 環境はまだ完全に整備されているとは言えず、保健室では Wi-Fi などのネット環境が整備されていなかったり、保健室で使えるタブレット端末は1台も配布されていなかったりする現状が散見されます。

協力者会議の議論の整理においても、「（4）職務遂行のインフラとしての ICT の積極的な活用」について述べられ、「養護教諭や栄養教諭の業務における ICT の活用が進んでいないとすれば、その要因としては、意識の問題によることも大きいものと考えられます。（中略）養護教諭や栄養教諭にとっても ICT の活用は避けて通ることはできない。そのことを十分に認識した上で、ICT の活用を負担としてではなく、効果的・効率的な業務の推進のためのツールとして捉えて活用を進めていくことが不可欠です。」としていることから、保健室の ICT 環境の整備等は急いで取り組むべき課題です。健康観察や子供の援助希求を促すオンライン健康相談、保健教育における ICT 活用は今後の保健室経営や養護活動に欠かせないため、早急にその環境を整える予算措置を要望するとともに、ICT を利活用する方法や実践例を示す研修機会の確保とそのための予算措置を強く要望します。

### 要望3 養護教諭の資質能力の向上を要望します。

#### （要望理由）

協力者会議の「議論の取りまとめ」（令和5年1月）における「「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携」では、以下の指摘があります。

◇本協力者会議における検討の中で、特に養護教諭の養成に係る教職課程に関し、教育系や看護系をはじめとして多様な養成機関があることから、「教職に関する科目」に加え、「養護に関する科目」についても、コアカリキュラムを作成し、初任時において養護教諭として求められる資質能力を担保することが必要ではないかという意見があった。

◇この点、「養護に関する科目」については、一部教科を除く多くの「教科に関する科目」と同様に、具体的内容については大学等の自主性・自律性に委ねるべきといった意見もあるほか、また、養護教諭については、保健師や看護師等の基礎資格の有無により、教員免許取得に係る必要修得単位や科目が異なり、コアカリキュラムの作成だけでは、必ずしも求められる資質能力を全ての養護教諭に担保できるとは限らないといった状況があることから、「養護に関する科目」に係るコアカリキュラムについては、その必要性等について関係者間で認識を共有しながら引き続き検討を進めていくことが適切である。

◇一方で、日本養護教諭養成大学協議会において、養護教諭の実践に求められる力を育成するために養成教育を可視化し、会員校の行う教育の質を高めることを目的として、「養護教諭養成課程コアカリキュラム（養大協版）」が作成されているところであり、各大学等において、これらの内容も参考にしながら、教職課程の質の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。（下線加筆）

## ① 国として標準化した教育内容（コアカリキュラム）を示す必要性

平成29年の教育職員免許法施行規則の改正において、教職に関するコアカリキュラムは「教諭」に共通して養護教諭も改正されましたが、「教諭」の方は令和3年8月に教科のコアカリキュラムについても「学習指導要領」を核として公表されています。

「養護に関する科目」についても、現職に新規採用される際の入口となる育成指標が養成機関の出口であることから、最小限の内容を担保するコアカリキュラムが必要です。

その理由は、次のとおりです。

- ・養護教諭養成機関には大学、短大、大学院等があり、学問領域は教育系、看護系、学際系（体育系や福祉系等）と多岐にわたっていること
- ・養護に関する科目は、教諭のように学習指導要領に基づく内容が設けられていないこと
- ・採用時の現職研修では、養成機関による資質がバラバラで円滑な実施が難しいこと

国が養護教諭免許を取得する全ての養成機関が共通的に学ぶ専門科目のコアカリキュラムをスタンダードとして示し、各大学のシラバスに反映することで一定の水準を保つことができます。その際、各大学の自由度を保持し、各自治体の教員育成指標との関連を図る工夫も必要です。さらに、コアカリキュラムが現職研修で活用されれば一貫した資質能力の向上につながると思います。

協力者会議の指摘を受け、本連絡会の構成団体である日本養護教諭養成大学協議会においてコアカリキュラムを検討中であることから、これらを活用しつつ、国として最低限の内容を示していただくことを要望します。

## ② 子供の新たな健康課題に適切に対応するための専門科目の必要性

養護教諭の資質能力は、養成・採用・研修の一体的な取り組みによって向上が図られると思います。そこで、平成29年の教育職員免許法施行規則改正時において、本連絡会として文部

科学省担当課と数回にわたり養護教諭養成カリキュラムを検討し、例えば「小児疾患論」や「保健室経営の理論と方法」等の科目設定を要望しました。

その趣旨は、時代にあった養護教諭の専門性と資質能力を担保する科目の開設であり、養護教諭による学校保健活動の推進、専門家や専門機関とのコーディネーター的役割の遂行、保健室のセンター的役割の充実などを実現するための科目開設でした。

今後は、感染症や心の健康問題をはじめとする多様な健康課題、学校健康診断の電子化等の新しい健康の保持増進策に対応できる養護教諭の育成が必要です。これらの実現にむけて、養護に関する専門科目の検討を進めていただくことを要望します。

加えて、養護教諭の育成に関して調査研究を立ち上げ、養護教諭教育に経験と実績を有する団体が構成される本会の代表者も参加させていただくことを要望します。

#### **要望 4 高等学校の養護教諭を「必置」とする法的整備を要望します。**

##### **(要望理由)**

高等学校における養護教諭の配置については、学校教育法第 60 条に次のように規定されています。

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。 ② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
---

COVID-19 対策が好例であるように、他校種の養護教諭と同様に高等学校の養護教諭も学校の最前線にたって専門性をいかした対応を行っています。さらに、高校生時代に多い健康課題、例えば、望まない妊娠、精神疾患等への対応等に取り組んでおり、その役割から高等学校において養護教諭は必置すべき教育職員を言えます。

こうした状況から、高等学校の養護教諭の配置は「置くことができる」から「置かなければならない」へと法的に整備することを強く要望します。

#### **要望 5 学校教育法附則第 7 条の「当分の間、養護教諭を置かないことができる」の撤廃を要望します。**

##### **(要望理由)**

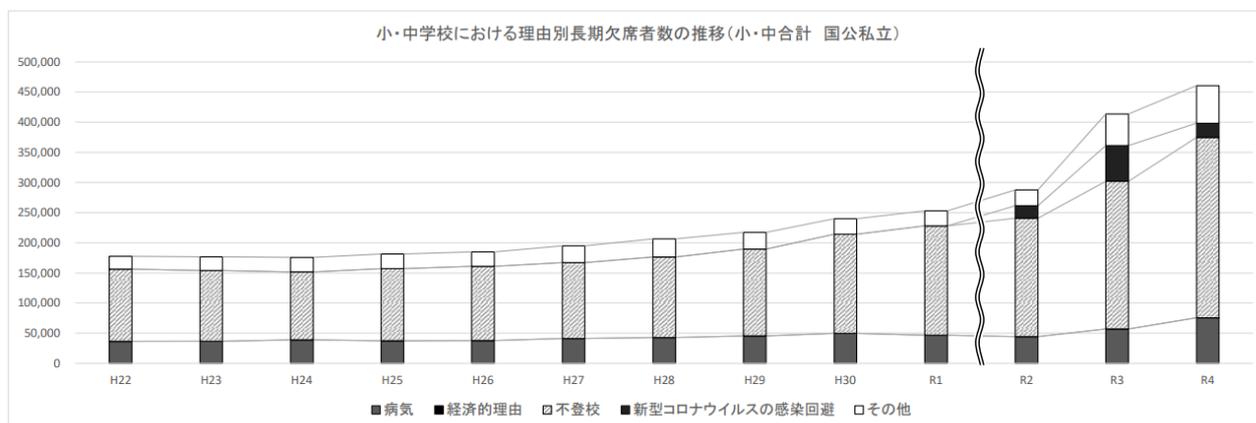
学校教育法（昭和 22 年制定）の附則第 7 条には、「小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校には、第三十七条（第四十九条及び第四十九条の八において準用する場合を含む。）及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。」とあり、この規定が設けられた理由について、平成 21 年 3 月 3 日の第 171 回国会では「同法制定当時の財政の状況及び養護教諭の人材確保の困難性にかんがみ、全国一律に養護教諭を必置とすることは、現実的に困難であるとの考えに基づいて設けられたものである」（第 60 号答弁）と説明されています。

この答弁から 15 年が経ち、現在の養護教諭の配置状況は全ての学校種で 100%を超えており（2022 年度学校基本調査より算出）、養成機関も増加傾向にあり（一種免許状の課程認定大学：2004 年度 59 校から 2021 年度 141 校、専修免許状の課程認定大学：35 校から 70 校）、もはや全国一律に必置とすることは困難であるとする状況にないと考えます。よって、「当分の間、置かないことができる」とする附則の撤廃を要望いたします。

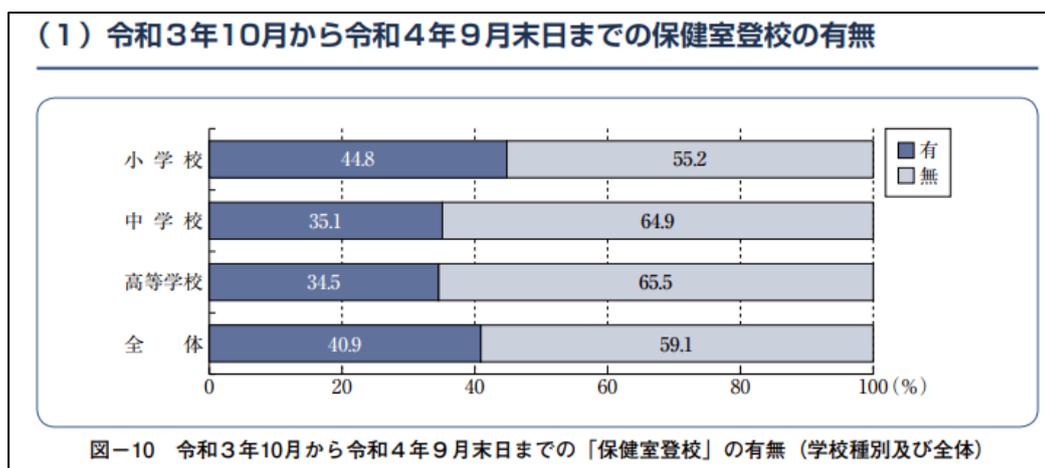
以上

【別添資料】

資料 1 文部科学省初等中等教育局児童生徒課：令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果，令和 5 年 10 月 4 日， p.69



資料 2 公益財団法人日本学校保健会：保健室利用状況に関する調査報告書 令和 4 年度調査結果，令和 6 年 3 月， p.10



(2) 保健室登校をした 1 年間の実人数の平均 (「有」のみ)

表-4 保健室登校年間の実人数の平均 (学校種別・規模別及び全体) 単位：人

学校種	学校規模	小学校	中学校	高等学校
学校種	小規模校 (149人以下)	1.5	2.7	2.3
	小規模校 (150~299人)	2.2	3.4	2.4
	中規模校 (300~499人)	2.3	3.9	2.6
	大規模校 (500人以上)	3.6	5.6	3.3
	大(複数配置校) (500人以上)	5.0	10.6	4.7
全体		2.6	3.8	3.4

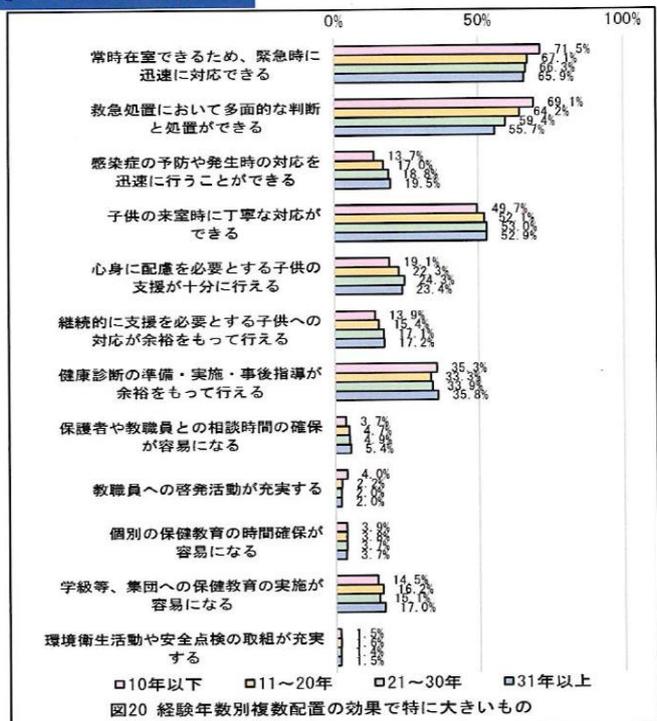
資料3 複数配置による効果について：全国養護教諭連絡協議会「令和4年度 養護教諭の職務に関する調査報告書」

3 複数配置の効果（効果が特に大きいと思うものを3つ選択）

常時在室できるため、緊急時に迅速に対応できる	68.3%
救急処置において、多面的な判断と処置ができる	63.2%
感染症の予防や発生時の対応を迅速に行うことができる	16.7%
子供の来室時に丁寧な対応ができる	51.6%
心身に配慮を必要とする子供の支援が十分に行える	21.8%
継続的に支援を必要とする子供への対応が余裕を持って行える	15.6%
健康診断の準備・実施・事後指導が余裕をもって行える	34.7%
保護者や教職員との相談時間の確保が容易になる	4.5%
教職員への啓発活動が充実する	2.8%
個別の保健教育の時間確保が容易になる	3.8%
学級等、集団への保健教育の実施が容易になる	15.5%
環境衛生活動や安全点検の取組が充実する	1.5%

上表は、複数配置の効果効果が特に大きいと思うものの割合である。最も高いのは「緊急時への迅速な対応」、次いで「救急処置での多面的な判断と処置」「子供への丁寧な対応」と続く。

経験年数別に見ると、「緊急時への迅速な対応」と「救急処置での多面的な判断と処置」は、経験年数により大きな差がある。特に「救急処置での多面的な判断と処置」は、経験年数「31年以上」に比べ「10年以下」が10ポイント以上高い。



日本養護教諭関係団体連絡会は、養護教諭の資質能力向上を願う全国組織の団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うことを目的として2007年に発足した団体です。

現在、全国養護教諭連絡協議会、(一社)日本養護教諭教育学会、日本教育大学協会全国養護部門、日本養護教諭養成大学協議会、(一社)日本健康相談活動学会の5団体で組織しています。